

道路運送車両の保安基準、装置型式指定規則、道路運送車両の保安基準の  
細目を定める告示等の一部改正について

## 1. 背景

自動車の安全・環境基準について、国際的な整合性を図り自動車の安全等を確保するため、我が国は国際連合の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に平成10年に加入し、現在、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、協定規則のうち、新たに「タイヤの車外騒音・ウエット路面上の摩擦力・転がり抵抗に係る協定規則（第117号）」を採用することとしました。また、既に日本が採用している「年少者用補助乗車装置に係る協定規則（第129号）」等の改訂が、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第165回会合において採択されたところです。

これらを受けて、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）等について、所要の改正を行うこととします。

## 2. 改正概要

### （1）保安基準等の改正

- ① 空気入ゴムタイヤの車外騒音、ウエット路面上の摩擦力及び転がり抵抗（保安基準第9条、細目告示第11条関係）

「タイヤの車外騒音・ウエット路面上の摩擦力・転がり抵抗に係る協定規則（第117号）」の採用に伴い、以下のとおり改正します。

#### 【適用範囲】

- 空気入ゴムタイヤを備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車、を除く。）

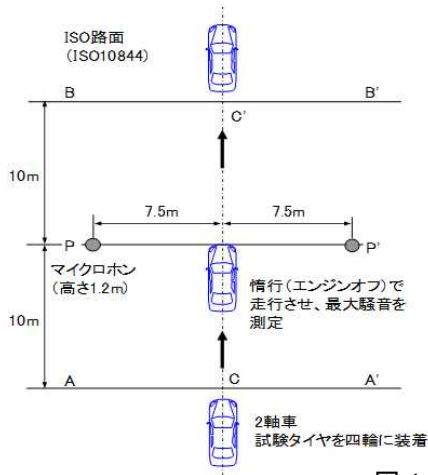
#### 【改正概要】

- 空気入ゴムタイヤの車外騒音・ウエット路面上の摩擦力・転がり抵抗に関し、細目告示第一節<sup>※1</sup>において、「タイヤの車外騒音・ウエット路面上の摩擦力・転がり抵抗に係る協定規則（第117号）」の技術的要件及び表示要件に適合することを義務付けします。

※1 指定自動車等であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目

## 【試験法及び規制値】

### ○ 車外騒音



試験自動車を騒音測定区間の十分前から走行させ、一定地点からエンジンを停止し、惰行走行させた時の騒音測定区間における最大騒音値を測定する。

図 1 : 車外騒音試験法

<規制値> 基準速度における騒音レベルが以下の表の値を超えないこと。

タイヤのクラス	断面幅の呼び (mm)	規制値 dB (A)
C1	$w \leq 185$	70
	$185 < w \leq 245$	71
	$245 < w \leq 275$	72
	$275 < w$	74

シビアスノータイヤ、エクストラロードタイヤ、レインフォースドタイヤ、又はこれらの分類の組み合わせについては、上記規制値を 1 dB (A) 引き上げるものとする。

タイヤのクラス	タイヤの種類	規制値 dB (A)	
		その他	トラクションタイヤ
C2	ノーマルタイヤ	72	73
	スノータイヤ	72	73
	シビアスノータイヤ	73	75
	特殊用途タイヤ	74	75
C3	ノーマルタイヤ	73	75
	スノータイヤ	73	75
	シビアスノータイヤ	74	76
	特殊用途タイヤ	75	77

クラス C1: 乗用車用タイヤ

クラス C2: 小型商用車用タイヤ (単輪でのロードインデックス  $\leq 121$  かつ速度記号  $\geq N$  のタイヤ)

クラス C3: 中型・大型商用車用タイヤ (単輪でのロードインデックス  $\leq 121$  かつ速度記号  $\leq M$  又は単輪でのロードインデックス  $\geq 122$  のタイヤ)

スノータイヤ: そのトレッドパターン、トレッドコンパウンド又はトレッド構造が、雪路における自動車の運転に関し、

車両が走行を開始、維持または停止する際においてノーマルタイヤよりも優れた性能を有するように設計されたタイヤ

エクストラロードタイヤ、レインフォースドタイヤ: ISO 4000-1:2010 に規定された標準空気圧で対応する標準タイヤが支える荷重よりも、より高い空気圧でより大きい荷重を支えるように設計されたタイヤ

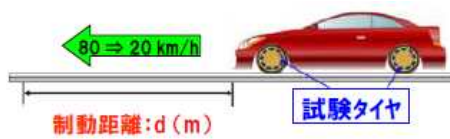
シビアスノータイヤ：トレッドパターン、トレッドコンパウンド又はトレッド構造が、過酷な降雪条件下で使用するように特別に設計されたスノータイヤで、そのスノー性能に関して一定の要件を満たすタイヤ

特殊用途タイヤ：オンロードとオフロードの両方を対象にした走行条件又はその他の特殊な走行条件の下で使用されることを目的としたタイヤ

トラクションタイヤ：「TRACTION」という表示がされており、さまざまな状況において力の伝達をするために、主に車両のドライブアクスルに装着することを目的としたクラス C2 又は C3 のタイヤで、その構造に関して一定の幾何学的要件を満たすタイヤ

## ○ ウェット路面上の摩擦力

【実車法】



ABS 付車両を用いて制動時の平均減速度を測定する。

【トレーラー法】



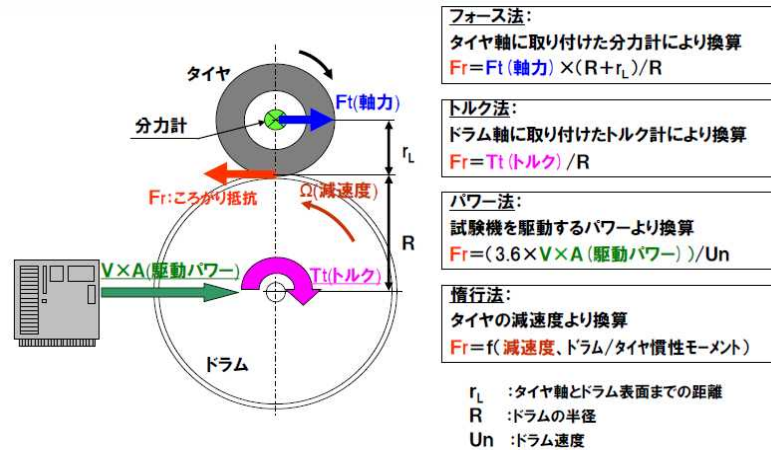
専用のタイヤ試験車に試験タイヤを装着し、制動力を加えた際の最大制動力係数  $\mu$  (摩擦特性) を測定する。

図 2：ウェット路面上の摩擦力試験法

<規制値> いずれかの試験により算出される平均減速度又は最大制動力係数  $\mu$  (摩擦特性) を基準タイヤと比較し、「ウェットグリップ指数」を算出し、その指数が以下の表の要件に適合すること。

カテゴリー		ウェットグリップ指数 (G)				
		C1	C2		C3	
			その他	トラクションタイヤ	その他	トラクションタイヤ
ノーマルタイヤ		$\geq 1.1$	$\geq 0.95$	$\geq 0.85$	$\geq 0.80$	$\geq 0.65$
スノータイヤ		$\geq 1.1$	$\geq 0.95$	$\geq 0.85$	$\geq 0.65$	$\geq 0.65$
シビアスノータイヤ	最高速度が160km/hを超えることを示す速度区分記号（「R」以上で「H」を含む）の付いた「シビアスノータイヤ」	$\geq 1.0$				
	最高速度が160 km/h 以下であることを示す速度区分記号（「Q」以下で「H」を除く）の付いた「シビアスノータイヤ」	$\geq 0.9$	$\geq 0.85$	$\geq 0.85$	$\geq 0.65$	$\geq 0.65$
特殊用途タイヤ			$\geq 0.85$	$\geq 0.85$	$\geq 0.65$	$\geq 0.65$

○ 転がり抵抗



回転中のタイヤとドラムの接地面に働く転がり抵抗( $Fr$ )を4種の試験法で測定する。

図3：転がり抵抗の試験法

<規制値> 転がり抵抗( $Fr$ )をタイヤへの荷重で割ることによって「転がり抵抗係数」を算出し、その値が以下の表の値を超えないこと。

タイヤのクラス	最大値 (N/kN)	
C1	10.5	シビアスノータイヤについては、規制値を1N/kN引き上げるものとする。
C2	9.0	
C3	6.5	

【適用時期】

自動車の種別	適用時期	
	新型車 <sup>※2</sup> (PHP自動車 <sup>※3</sup> を除く。)	左記以外の自動車 (継続生産車等)
乗車定員9人以下の専ら乗用の用に供する自動車	平成30年 4月1日	平成34年 4月1日
乗車定員9人を超え、かつ、車両総重量が5トン以下の専ら乗用の用に供する自動車	平成31年 4月1日	平成36年 4月1日
車両総重量が3.5トン以下の貨物の運送の用に供する自動車		
車両総重量が3.5トン以下の被牽引自動車		
乗車定員9人を超え、かつ、車両総重量が5トンを超える専ら乗用の用に供する自動車	平成35年 4月1日	平成38年 4月1日
車両総重量が3.5トン超えの貨物の輸送の用に供する自動車		
車両総重量が3.5トン超えの被牽引自動車		

※2 新規検査時においてシビアスノータイヤを装着した自動車への適用時期については、継続生産車等への適用時期と同じとする。

※3 PHP (Preferential Handling Procedure) 自動車とは、少数輸入自動車のために特別に設けられた認証制度で、あらかじめ試験データ等について、提出された書面によって安全や環境の基準への適合性について審査を行い、その結果を運輸支局等での車両1台ごとに行う新規検査において活用する自動車をいう。

- ② 空気入ゴムタイヤの強度、滑り止めに係る性能等(細目告示第11条第3項関連)  
空気入ゴムタイヤの強度、滑り止めに係る性能等については、協定規則を採用し細目告示第1節<sup>※1</sup>に技術基準を規定していますが、今般、これら基準を協定規則に完全に整合させることとします。

#### 【適用範囲】

- 空気入ゴムタイヤを備える自動車（大型特殊自動車、小型特殊自動車を除く。）（現行どおり）

#### 【改正概要】

- 乗用車用及びトラック、バス、トレーラー用空気入ゴムタイヤについては、協定規則に基づく表示要件が追加されます。（性能要件は現行どおり）
- 二輪車用空気入ゴムタイヤについては、協定規則に基づき、最高許容速度における遠心力の影響に係る要件等の性能要件及び表示要件が追加されます。

#### 【適用時期】

乗用車用及びトラック、バス、トレーラー用空気入ゴムタイヤを備える自動車	①と同じ
二輪車用空気入ゴムタイヤを備える自動車	平成38年4月1日

#### ③ その他

- 年少者用補助乗車装置（細目告示第32条関係）に関し、協定規則第129号の改正に伴い、前向きチャイルドシートに対して新たに装置型式指定等を取得するものから原則5点式ベルトを義務付けます。
- 窓ガラス（細目告示第39条、第117条、第195条関係）に関し、協定規則第43号の改正に伴い、硬質プラスチック合わせガラスに係る要件の追加を行います。
- その他の既に日本が採用している各協定規則について、誤記訂正、項目の整理等に伴う改訂がなされたこと等を踏まえ、必要な改正を行います。

## (2) 装置型式指定規則の改正

「タイヤの車外騒音・ウエット路面上の摩擦力・転がり抵抗に係る協定規則（第117号）」の採用等に伴い、第5条（指定を受けたものとみなす特定装置）の改正を行うこととします。

### 【改正概要】

#### ○ 第5条（指定を受けたものとみなす特定装置）関係

車外騒音・ウエット路面上の摩擦力・転がり抵抗に係る空気入りゴムタイヤは、「タイヤの車外騒音・ウエット路面上の摩擦力・転がり抵抗に係る協定規則（第117号）」に基づき認定されたものについて、型式指定を受けたものとみなすこととします。

## 3. スケジュール

公布・施行：平成27年10月8日

※ 協定規則（原文）につきましては次のとおりです。

[http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap\\_mar15.html](http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_mar15.html)